

会議運営規程

平成5年1月1日制定

(総則)

第1条 社団法人静岡県臨床衛生検査技師会（以下「会」という）の総会、理事会等は、この規程の定めるところによる。

(司会者)

第2条 総会における司会者は、開催地支部長の推挙により会長が指名し、議長決定までの会議の責任をもつものとする。

(議長の選出)

第3条 総会における司会者は、仮議長となって議長を選出する。議長は2名とする。

2 理事会、常務理事会の議長は会長が行い、委員会の議長は委員長が行うものとする。

(総会の書面表決)

第4条 正会員が総会に出席できないときは、定款第25条により書面をもって表決することができる。

2 前項の書面は総会に提出しなければならない。

(資格審査委員)

第5条 総会の議長は、出席者の資格を審査するため、総会に出席した正会員のなかから資格審査委員を選出する。

2 資格審査委員は6名とする。

3 前項の審査委員は、総会出席会員及び書面出席会員の資格を審査し、資格審査の結果を総会に報告する。

(議事運営委員)

第6条 総会の議長は、会議を円滑に運営するため議事運営委員を総会にはかり選出する。ただし、資格審査委員が兼ねることができる。

(議事運営)

第7条 総会の議事運営委員は、次の事項を審議し、その結果を総会に提案する。

- 一 議事日程の時間の割り振りと変更
- 二 来賓の祝辞と祝電の取り扱い
- 三 会議混乱のときの収拾、その他事故ある場合の処置
- 四 支部からの提案及び動議の受付並びにその措置
- 五 会場配布文書の取り扱い
- 六 その他議事運営に必要な事項

(書記)

第8条 議長は、議事を記録するために書記2名を任命しなければならない。

(議長の宣言)

第9条 議長は、会議の成立を宣言する。ただし、出席者が定員に満たないときは、休息または散会あるいは延会を宣言する。

2 議長は、案件を議題とするときは、その旨を宣言する。

(発言者)

第10条 会議で発言する場合は、議長に通告し、その指名を受け、発言に先立ち氏名を明確にした後発言しなければならない。

(議案提案及び動議)

第11条 総会に議案を提出する場合は、その事由と要旨をその都度指示する部数印刷し、総会の10日前までに事務局に提出する。

2 総会に修正動議を提出する場合は、あらかじめ文書をその都度指示する部数印刷し、議事運営委員を通じ、議長に提出しなければならない。

3 総会当日、緊急の事情により提案する場合は、その事由と要旨を議事運営委員に届ける。

4 前3項の提案、動議で予算の伴う案件については、修正の結果必要とする経費を明らかにした文書を添えなければならない。

(採決)

第12条 採決を行うときは、議長はその表決に付する議題を宣言しなければならない。

第13条 採決の順序は、議長が決め、修正案がすべて否決されたときは原案について採決しなければならない。

第14条 採決は、次の方法のひとつとする。

一 拍手

二 挙手

三 起立

四 無記名投票

第15条 表決を行った場合は、議長はその結果を宣言する。

(議事録)

第16条 議長は、会議出席正会員のなかから議事録署名人2名を定める。

2 議長及び議事録署名人は、作成された議事録を確認し、署名押印する。

3 議事録は、会議終了後1ヶ月以内に会長に提出するものとする。

(傍聴者)

第17条 傍聴者は、定められた場所で傍聴する。

(発言の停止等)

第18条 この規程に違反し、議長の注意に従わない者は、発言の停止、あるいは退場させることができる。

(改廃)

第19条 この規程で定められていない事項が発生したときは、その都度会長が理事会の了承を得て定める。

第20条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

(附則)

この規程は、平成5年1月1日から施行する。

様式1 議事録

第〇回総会（理事会）議事録

1 日 時 〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時～〇〇時

2 場 所 〇〇市〇〇町〇〇会議室

3 現在会員数（現在理事数） 〇〇人

4 出席会員数（出席理事の氏名）

5 議事の経過及び結果

年 月 日

社団法人静岡県臨床衛生検査技師会

議 長 氏名 印

議事録署名人 氏名 印

議事録署名人 氏名 印

